

独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館職員の勤務時間・休暇等に関する細則

平成19年4月1日

国立文化財機構細則第8号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 勤務時間等規程第4条第1項及び第5条第2項及び育児・介護規程第19条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

| 勤 務 | | 始 業 | 終 業 | 休憩時間 |
|------------------------|----|----------------|---------|----------------|
| 総務課（事業推進係衛士を除く） 学芸部 | | 午前8時45分 | 午後5時30分 | 午後0時から 午後1時 |
| 総務課事業推進係衛士 | | 交替制勤務（別表1のとおり） | | |
| 育児又は介護を行う職員 | 早出 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 午後0時から 午後1時 |
| | 遅出 | 午前9時30分 | 午後6時15分 | 午後0時から 午後1時 |

(適用除外)

第4条 断続的労働に従事する者で、労働基準監督署長の許可を受けた者については、前条に定めるもののほか、特に必要と認める場合を除き、勤務時間等規程で定める勤務時間、休憩時間及び休日の規定は適用しない。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年9月14日に改正し、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年7月30日に改正し、平成25年8月1日から施行する。

別表1

① A

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|---------|---------|--|
| 午前8時45分 | 午前8時45分 | 午後1時00分から午後1時30分まで 午後3時00分から午後3時30分まで |

② B

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|---------|---------|--|
| 午前8時45分 | 午前8時45分 | 午後0時30分から午後1時00分まで 午後3時00分から午後3時30分まで |

③ C

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|---------|---------|--|
| 午前8時45分 | 午後5時30分 | 午後0時00分から午後0時30分まで 午後2時00分から午後2時30分まで |

④ D

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|---------|---------|--|
| 午前8時45分 | 午後5時30分 | 午前11時00分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後2時00分まで |